

FTSE 日本国債 7-10 年 インデックス

v1.2



**FTSE
RUSSELL**

An LSEG Business

目次

セクション 1 はじめに	3
セクション 2 管理責任	4
セクション 3 FTSE Russell インデックス・ポリシー	5
セクション 4 計算前提と組入基準.....	7
付録 A 追加情報	9

セクション 1

はじめに

1. はじめに

- 1.1 この文書は、FTSE 日本国債 7-10 年インデックスの構築と管理の基本ルールを定めたものです。この基本ルールのコピーは、FTSE Fixed Income LLC (FTSE) から入手できます。
- 1.2 FTSE 日本国債 7-10 年インデックスは、残存期間が 7 年以上 10 年未満の日本国債のパフォーマンスを測定する指標です。
- 1.3 FTSE 日本国債 7-10 年インデックスは、ESG ファクターを考慮せずに設計されています。
- 1.4 FTSE Russell**
- FTSE Russell は、FTSE International Limited、Frank Russell Company、FTSE Global Debt Capital Markets Limited (およびその子会社 FTSE Global Debt Capital Markets Inc. および FTSE Fixed Income Europe Limited)、FTSE Fixed Income LLC、FTSE (Beijing) Consulting Limited、Refinitiv Benchmark Services (UK) Limited、Refinitiv Limited および Beyond Ratings の商標です。
- 1.5 FTSE Russell は、FTSE Russell のコントロールが及ばない外部要因を含む様々な要因において、当インデックスの変更、中断、中止が余儀なくされる場合があること、また、当インデックスを参照するインデックス・ファンドなどの投資商品や諸契約は、当インデックスの変更、中断、中止に耐え得るか、その可能性に対応できるものであるべきことを、当インデックス利用者に対し表明するものです。
- 1.6 本インデックスに追随する運用を行うユーザー、または本インデックスに追随する商品を購入するユーザーは、自己資金、あるいはクライアントの資金で投資をする前に、当インデックスのルールに沿ったメソッドロジーの価値を評価し、独立した立場にある者の助言を受けてください。FTSE Russell は、以下の事項に係わるいかなる過失・その他の結果として生ずるいかなる者が被る一切の損失、損害、請求、費用に関し一切の責任を負いません。
- 当基本ルールに対する依存
 - 当基本原則の誤りまたは不正確さ
 - 当基本原則に記載されている方針または手続きの不適用、誤用
 - インデックスおよび構成銘柄情報作成時における誤謬または不正確さ

セクション 2

管理責任

2. 管理責任

2.1 FTSE International Limited (FTSE)

2.1.1 FTSE は、このインデックス・シリーズのベンチマーク管理者です¹

2.1.2 FTSE は、FTSE 日本国債 7-10 年インデックスの日次計算、構築、運用の責任を負い、次の業務を行います。

- インデックスを構成する全銘柄のウェイトの記録を保管する
- 基本ルールに従って、銘柄入替えとそのウェイト変更を行う
- 基本ルールに従って、インデックス シリーズの定期的なレビューを行い、その結果によって必要な変更を行う
- インデックスを配信する

2.2 基本ルールの改定

2.2.1 基本ルールが指標シリーズの目的を最も適切に反映することができるよう、同ルールは FTSE Russell による定例見直し(少なくとも年 1 回)の対象になります。基本ルールの大幅な改訂の提案につきましては、FTSE Russell Advisory Committee および必要に応じその他の利害関係者との協議に付されます。FTSE Russell Index Governance Board は、これらの協議結果を踏まえ、改訂の承認を判断します。

2.2.2 FTSE Russell Fixed Income Indexes の Statement of Principles に規定のとおり、基本ルールに言及されていない、または具体的かつ明確に規定されていない事項について FTSE Russell が決定を下す場合、Statement of Principles に則って実際的な決定を行うものとします。上記の様な決定が行われた場合、FTSE Russell はその決定内容を速やかに公表します。また、上記の取扱いが、基本ルールの例外、変更、将来の前例など見做されない場合においても、FTSE Russell は、基本ルールをより明確な規定にするための改訂が必要かどうかを検討します。

¹ 本文書でアドミニストレーターという言葉は、金融商品と金融契約のベンチマークとして用いられる指標、または投資資金のパフォーマンス測定を行うことに関する、[2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制 \(欧州連合\) 2016/1011 \(欧州ベンチマーク規制\)](#)、[また、ベンチマーク \(改正および経過規定\) \(EU 離脱\) 規則 2019](#) (英国ベンチマーク規則) における定義と同義で使用されます。

セクション 3

FTSE Russell インデックス・ポリシー

3. FTSE Russell インデックス・ポリシー

3.1 インデックスの基本ルールは、以下のリンクからご覧いただけるインデックス方針ドキュメントと併せてご参照ください。

3.2 FTSE Fixed Income Indices の Statement of Principles (Statement of Principles)

インデックスは市場の変化に対応する必要がある一方、基本ルールはすべての事態を予測することはできません。基本ルールが特定の事象または変化を十分にカバーしていない場合、FTSE Russell は、FTSE 債券インデックスに対する FTSE Russell の基本的考え方をまとめた原則声明 (Statement of Principles) を参照して適切な取り組みを決定します。原則声明 (Statement of Principles) は毎年見直され、FTSE から提案された変更事項は FTSE Russell インデックス諮問委員会によって議論され、最終的には FTSE Russell の Product Governance Board により承認されます。

Fixed Income Indices の原則声明 (Statement of Principles) は、次のリンクからご覧いただけます。

[Statement of Principles Fixed Income Indices.pdf](#)

3.3 お問い合わせと苦情

FTSE Russell への苦情申し立て手続きは、次のリンクをご参照ください。

[Benchmark Determination Complaints Handling Policy.pdf](#)

3.4 顧客が市場や証券の取引を行えない場合のインデックス取り扱い方針

3.4.1 FTSE Russell のインデックス取り扱いの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[Index Policy in the Event Clients are Unable to Trade a Market or a Security.pdf](#)

3.5 再計算方針とガイドライン

債券インデックスの再計算方針とガイドラインは、以下の FTSE Russell のウェブサイトでご覧になるか、[Eメールで fi.index@lseg.com](mailto:fi.index@lseg.com) までお問い合わせください。

[Fixed Income Recalculation Policy and Guidelines.pdf](#)

3.6 ベンチマークのメソロジーの変更のポリシー

3.6.1 ベンチマーク構築のメソロジー変更についてのポリシー詳細は、次のリンクをご参照ください。

[Policy for Benchmark Methodology Changes.pdf](#)

3.7 FTSE Russell ガバナンスのフレームワーク

3.7.1 これらインデックスの監督にあたり、FTSE Russell では、プロダクト、サービス、テクノロジーの管理を行うガバナンス・フレームワークを採用しています。このフレームワークには、ロンドン証券取引所グループが規定する3つのディフェンス・ラインによるリスク管理フレームワークが組み込まれており、金融

ベンチマークの IOSCO 原則²、欧州ベンチマーク規制³および英国ベンチマーク規制⁴に準拠するように設計されています。FTSE Russell ガバナンス・フレームワークの詳細は、次のリンクをご参照下さい。

[FTSE_Russell_Governance_Framework.pdf](#)

² IOSCO Principles for Financial Benchmarks Final Report, FR07/13, 2013 年 7 月

³ 有価証券および金融契約、また投資ファンドのパフォーマンス測定にベンチマークとして使われるインデックスにおける 2016 年 6 月 8 日付けの欧州議会ならびに欧州連合理事会による規制（欧州連合）2016/1011

⁴ ベンチマーク（改正および経過規定）（EU 離脱）規則 2019

セクション 4

計算前提と組入基準

4. 構成と設計基準

4.1 FTSE 日本国債 7-10 年インデックス(以下、本インデックス)は、FTSE 世界国債インデックス(WGBI)に含まれている残存期間が 7 年以上 10 年未満の日本国債のパフォーマンスを測定する指標です。

4.2 FTSE 日本国債 7-10 年インデックスの設計基準と計算の前提

クーポン	固定利付
残存期間	7 年以上 10 年未満
最低残存金額	5,000 億円 (ただし、発行時点で 20 年超の債券については 4,500 億円)
ウェイト	時価総額
リバランス	月次更新 (月末時点)
キャッシュフローの再投資	月次のインデックス・トータルリターン計算において、月中に発生した利金および元本償還によるキャッシュフローの再投資は行いません。
価格ソース	LSEG D&A
算出頻度	日次
受渡日	月次: 暦上の月末 日次: 当日受渡し。ただし、月の最終営業日だけは暦上の月末とする
採用銘柄決定日	翌月の採用銘柄は採用銘柄決定日に固定。各年のプロフィール決定日はウェブサイトにて公表
基準日	2005 年 12 月 31 日

4.3 為替レート

4.3.1 WM/R 外国為替ベンチマークによるスポット・レートの終値と先渡レートが使用されます。WM/R は、ロンドン時間午後 4 時を中心に定期的に複数のスナップショットを取得し、各通貨の中央値を選択します。すべてのレートは仲値です。

4.4 リターンの算出

4.4.1 総合収益率(トータル・リターン)は、インデックスの構成銘柄を期初に購入して期末に売却するものとして算出します。また、個別銘柄の総合収益率は、計算対象期間における価値の変化を増減率の形で表示します(図表 1 参照)。価格の変動、元本の償還、クーポン収入、経過利子の合計が総合収益率の要素となります。インデックスの総合収益率は、各銘柄の期初時価総額を使用した加重平均にて算出されます。

図表 1. 総合収益率の計算方法

期初価値	- (期初価格+ 期初経過利子) x 期初残存額面金額
期末価値	- [(期末価格+ 期末経過利子) x (期初残存額面金額- 元本償還額)] + クーポン収入 + 元本償還額
総合収益率(%)	- [(期末価格 / 期初価格) - 1] x 100

精度についての注意事項: 収益率は少なくとも小数点以下第 6 位まで計算しますが、公表は小数点以下第 4 位以内までです。計算機の浮動小数点計算には四捨五入による誤差が生じるため、公表値の小数点以下最後の位は真の値から 1 乖離する場合があります。

4.5 過去の改変

4.5.1 本インデックスの構築は、FTSE 日本国債インデックスに準拠しています。この指数の改変の履歴につきましては、FTSE 債券インデックス・ガイドをご参照ください。

4.6 FTSE 日本国債 7-10 年インデックスのティッカー

Ticker	Index
CFIJJG70	FTSE 日本国債 7-10 年インデックス(円ベース)

付録 A

追加情報

FTSE Russell の基本ルールで使用される用語については、次のリンクをご参照ください。

[Fixed Income Glossary of Terms.pdf](#)

本インデックスのさらに詳細な情報が必要な場合は、以下のメールアドレスまでお問い合わせいただくか、FTSE Russell のウェブサイトをご覧ください。

FTSE Russell クライアント・サービス info@ftserussell.com

ウェブサイト: www.lseg.com/ja/ftse-russell/

Disclaimer

© 2025 London Stock Exchange Group plc およびその該当するグループ企業（「LSEG」）。LSEG には、(1) FTSE International Limited（以下「FTSE」）、(2) Frank Russell Company（以下「Russell」）、(3) FTSE Global Debt Capital Markets Inc.（以下「FTSE Canada」）、(4) FTSE Fixed Income LLC（以下「FTSE FI」）、(5) FTSE (Beijing) Consulting Limited（以下「WOFE」）が含まれます。無断複写・転載を禁じます。

FTSE Japanese Government Bond 7-10 Years Index インデックスの算定は、FTSE International Limited により、または同社に代わりその提携事業者、エージェント、パートナーによって行われます。FTSE International Limited は、ベンチマーク管理者として Financial Conduct Authority から認可を受け、規制を受けています。

FTSE Russell®は、FTSE、Russell、FTSE Canada、FTSE FI、WOFE、その他 LSEG ベンチマークおよび指標サービスを提供する LSEG 関連会社の商標です。「FTSE®」、「Russell®」、「FTSE Russell®」、「FTSE4Good®」、「ICB®」、「WMM™」、「FR™」、その他本資料で使用される商標およびサービスマーク（登録されているか否かは問わない）は、LSE グループの該当メンバーまたはそのライセンサーが所有または許諾する商標およびサービスマークです。

情報は情報提供のみを目的として提供されるものです。本資料に記載されている全ての情報及びデータは、LSEG が正確かつ信頼できると考える情報源から入手したものです。ただし、人的ミスや機械の誤作動、その他の要因による誤りの可能性があるため、当該情報及びデータはすべて「現状のまま」提供されており、これらの不正確性に対してはいかなる保証もいたしません。LSEG のメンバーまたは各取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーのいずれも、情報の正確性、適時性、完全性、市場性、または FTSE Russell の商品（インデックス、データとアナリティクスを含むがこれらに限定されるものではない）の使用から得られる結果の正確性、適時性、完全性、市場性、あるいは特定の目的に対する FTSE Russell 商品の適切性または適合性に関して、明示または黙示を問わず、いかなる主張、予想、保証、表明も行いません。情報を利用するユーザーは、情報の何らかの使用による、また情報使用の許可によるリスクのすべてを負うものとします。

LSEG メンバーまたはその取締役、役員、従業員、パートナー、ライセンサーは、以下の事項に関して一切の責任または義務を負いません： (a) 当該情報またはデータの調達、収集、コンパイル、解釈、分析、編集、転記、送信、通信もしくは提供に関わる不正確性（過失の有無を問わない）、その他の状況、または本資料または本資料へのリンクの使用に関連する損失又は損害（全部又は一部を問わない）および、(b) たとえ LSEG のメンバーがかかる損害の可能性について事前に知らされていた場合であっても、当該情報の使用または使用不能から生じるいかなる直接的、間接的、特別、派生的または付随的損害。

LSEG のメンバーまたはその役員、役員、従業員、パートナー、またはライセンサーのいずれも、投資アドバイスを提供しておらず、本資料のいかなる部分も、金融または投資アドバイスを構成するものとみなされるべきではありません。LSEG のメンバー、その取締役、役員、従業員、パートナーまたはライセンサーは、いかなる資産への投資の是非、あるいはかかる投資が投資家にとっていかなる法的リスクまたはコンプライアンス上のリスクを生じさせるか否かに関しても、いかなる表明も行いません。このような資産への投資を決定する際には、本資料に記載された情報に依拠すべきではありません。インデックスおよびレポートに直接投資することはできません。インデックスやレポートへの資産の組み入れは、当該資産の売買や保有を推奨するものではなく、また、特定の投資家が当該資産や当該資産を含むインデックスやレポートを合法的に売買や保有することができることを確認するものではありません。本文書に掲載されている一般的な情報は、法律、税務、投資に関する専門的な助言を得ることなく使用されるべきではありません。

この情報のいかなる部分も、LSEG の適切なメンバーの書面による事前の許可なしに、電子的、機械的、複写、録音、その他いかなる形式、手段によっても、複製、保存（検索可能なシステムによる保存）、または送信することを禁じます。LSEG データの使用および配布には、LSEG および/またはそのライセンサーからのライセンスが必要です。

